

平成17年度公表対象随意契約一覧

(対象：H17.11.1～H17.11.30の期間中に締結した契約のうち予定価格が100万円を超える随意契約)

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に抛ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
1	TLD3500 データ処理装置 購入一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成17年11月7日	セイコー・イーザーアンドジー株式会社 代表取締役 原 明 東京都江東区亀戸6-31-1	1,140,000	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、予算決算及び会計令第9条第3号に該当するため。		○
2	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月8日	東京都健康安全研究センター 微生物部食品微生物研究科長 矢野 一好 東京都新宿区百人町3-24-1	2,500,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
3	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月8日	社団法人日本缶詰協会 会長 後藤 康雄 東京都千代田区有楽町1-7-1	4,000,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
4	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月8日	滋賀県衛生科学センター 次長 林 賢一 滋賀県大津市御殿浜13-45	2,500,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
5	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月8日	大阪府立公衆衛生研究所 感染症部細菌課長 塚本 定三 大阪府大阪市東成区中道1-3-69	2,500,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
6	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月8日	福岡県保健環境研究所 所長 吉村 健清 福岡県太宰府市向佐野39	2,500,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
7	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月8日	国立大学法人帯広畜産大学 契約担当役事務局長 湯口 太多史 北海道帯広市稲田町西2線11番地	4,000,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
8	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月8日	公立大学法人大阪府立大学 理事長 南 努 大阪府堺市学園町1-1	2,500,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
9	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月8日	国立大学法人広島大学 契約担当職広島大学財務部長 高橋 清夫 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号	2,500,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
10	ジアシルグリセロール(DAG)の舌発がんプロモーション作用試験 一式	同上	平成17年11月9日	名古屋市立大学 学長 西野 仁雄 愛知県名古屋瑞穂区瑞穂町字川澄1	59,100,000	現行の作用試験における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
11	ジアシルグリセロール(DAG)の舌発がんプロモーション作用試験 一式	同上	平成17年11月9日	株式会社DIMS医科学研究所 代表取締役所長 玉野 静光 愛知県名古屋市浅井町西浅井字郷裏64番地	80,900,000	現行の作用試験における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
12	容器包装詰低酸性食品に関する試験検査 一式	同上	平成17年11月14日	国立大学法人岡山大学学長 千葉 喬三 岡山県岡山市津島中一丁目1番1号	14,000,000	現行の規格基準の見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
13	食品中の汚染物質に係る試験法の開発及び実態調査 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	5,000,000	現行の試験法の開発に係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
14	食品中の汚染物質に係る試験法の開発及び実態調査 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人日本冷凍食品検査協会 神戸事業所 所長 福岡 浩一 兵庫県神戸市中央区港島南町3丁目2-6	4,000,000	現行の試験法の開発に係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
15	食品中の汚染物質に係る試験法の開発及び実態調査 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	2,000,000	現行の試験法の開発に係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
16	食品中の汚染物質に関する試験法見直し検討 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合729番地5	2,400,000	現行の試験法見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
17	食品中の汚染物質に関する試験法見直し検討 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合729番地5	3,600,000	現行の試験法見直しに係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
18	遺伝子組換え食品検査の外部精度管理の実施 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合729番地5	6,000,000	現行の検査実施に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
19	清涼飲料水の規格基準に関する調査検討 一式	同上	平成17年11月16日	株式会社三菱総合研究所 取締役社長 谷野 剛 東京都千代田区大手町二丁目3番6号	6,500,000	現行の規格基準に関する調査検討における分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
20	清涼飲料水の規格基準に関する調査検討 一式	同上	平成17年11月16日	埼玉県衛生研究所 所長 丹野 瑤喜子 埼玉県さいたま市桜区上大久保639-1	2,000,000	現行の規格基準に関する調査検討における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
21	清涼飲料水の規格基準に関する調査検討 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	3,000,000	現行の規格基準に関する調査検討における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
22	清涼飲料水の規格基準に関する調査検討 一式	同上	平成17年11月16日	社団法人日本食品衛生協会 理事長 玉木 武 東京都渋谷区神宮前2-6-1	2,500,000	現行の規格基準に関する調査検討における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
23	清涼飲料水の規格基準に関する調査検討 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人東京顕微鏡院 常務理事 伊藤 武 東京都中央区日本橋箱崎町44-1	3,000,000	現行の規格基準に関する調査検討における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
24	清涼飲料水の規格基準に関する調査検討 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人日本冷凍食品検査協会 理事長 近藤 和廣 東京都港区芝大門2-4-6	3,000,000	現行の規格基準に関する調査検討における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
25	清涼飲料水の規格基準に関する調査検討 一式	同上	平成17年11月16日	財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合729番地5	3,000,000	現行の規格基準に関する調査検討における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
26	家庭用品規制基準調査 一式	同上	平成17年11月17日	財団法人食品農薬品安全性評価センター理事長 望月 信彦 静岡県磐田市塩新田字荒浜582-2	5,000,000	現行の家庭用品規制基準調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に拠ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
27	家庭用品規制基準調査 一式	同上	平成17年11月17日	財団法人化学物質評価研究機構 理事・化学物質安全センター長 田所 博 東京都文京区後楽一丁目4番25号	10,000,000	現行の家庭用品規制基準調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
28	家庭用品規制基準調査 一式	同上	平成17年11月17日	大阪市契約担当者健康福祉局長 中山 芳樹 大阪府大阪市北区中之島1-3-20	3,780,000	現行の家庭用品規制基準調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
29	家庭用品規制基準調査 一式	同上	平成17年11月17日	大阪市契約担当者健康福祉局長 中山 芳樹 大阪府大阪市北区中之島1-3-20	5,000,000	現行の家庭用品規制基準調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
30	家庭用品規制基準調査 一式	同上	平成17年11月17日	大阪府立公衆衛生研究所 生活衛生課長 熊谷 信二 大阪府大阪市東成区中道1丁目3番69号	2,100,000	現行の家庭用品規制基準調査における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
31	室内空気環境汚染化学物質調査 一式	同上	平成17年11月17日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52番1号	10,000,000	現行の環境汚染化学物質調査における測定技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
32	食品中の汚染物質に係る試験法の開発及び実態調査 一式	同上	平成17年11月16日	独立行政法人水産大学校 理事長 藤 英俊 山口県下関市永田本町二丁目7番1号	1,000,000	現行の試験法の開発に係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○